

福岡県公報

令和 2 年 10 月 6 日
第 141 号

目 次

告 示 (第753号 - 第761号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○地方自治法第171条第4項の規定に基づく出納員の事務の委任の解除	(税 務 課)	3
○地方自治法第171条第4項の規定に基づく出納員の事務の委任	(税 務 課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5

	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	8
公安委員会		
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	9

告 示

福岡県告示第753号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 2 年 10 月 6 日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年5月13日農林水産省告示第502号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和58年5月19日農林水産省告示第714号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第755号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月7日農林水産省告示第1995号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年4月福岡県告示第618号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年12月16日農林水産省告示第1882号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第758号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字川内3753の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第759号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、令和2年9月30日、出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を分任出納員に次のように委任させていたものを解除したので告示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

課又は財務担当所名	分任出納員	分任出納員の事務
西福岡県税事務所及び行橋県税事務所	県税相談窓口における県税に関する証明手数料の収納を担当する職員	県税に関する証明手数料の収納及び収納金の払込み並びに歳計現金（つり銭資金）の出納及び保管

福岡県告示第760号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、令和2年10月1日、出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を分任出納員に

次のように委任させたので告示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

課又は財務担当所名	分任出納員	分任出納員の事務
西福岡県税事務所及び行橋県税事務所	県税出張窓口における県税に関する証明手数料の収納を担当する職員	県税に関する証明手数料の収納並びに歳計現金（つり銭資金）の出納及び保管

福岡県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年10月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯辺田瀬高線	八女市立花町北山5065番先から八女市立花町北山905番2先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目20番10、20番11、20番46、20番105、20番109、20番111、20番112及び2520番1

- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目15番1号

社会福祉法人相互福祉会

理事長 掛江 恒男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
築上郡築上町大字西八田1716番1、1716番3、1716番4、1718番1、1718番3、1720番、1721番6、1722番3及び1723番9並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
築上郡築上町大字西八田1723番地9
株式会社平石運送
代表取締役 平石 正信

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ゆめタウン南行橋

(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 スーパードラッグコスモス吉井店
(2) 所在地 うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外5筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 イオン小郡ショッピングセンター
(2) 所在地 小郡市大保字弓場110

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 イオン乙金ショッピングセンター〔北街区〕
(2) 所在地 大野城市乙金三丁目1165番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 イオン乙金ショッピングセンター〔南街区〕
(2) 所在地 大野城市乙金三丁目1164番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオン福岡東ショッピングセンター

(2) 所在地 糟屋郡志免町大字御手洗字高原6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ショッピングモールなかま

(2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1番1号外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオン二日市店

(2) 所在地 筑紫野市二日市北二丁目2番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市片平町45番2から45番10まで及び45番14から17まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市日出町三丁目46番1

スマイルホーム株式会社

代表取締役 今村 成剛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字草野字寺ノ下492番、493番、498番1及び498番2、字古川656番1並びに行事七丁目547番4及び550番3並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市一ツ木1148番地の1

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜馬

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市二日市西三丁目79番1及び79番9から79番16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区平尾二丁目17番11号

ディー・アンド・エイチ株式会社

代表取締役 坂口 剛彦

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
大川市	令和2年10月20日から 令和3年3月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点・3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
江川（遠賀郡芦屋町の一部及び北九州市八幡西区浅川町近郊）	令和2年9月15日から 令和3年1月6日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町ほか	令和2年8月4日から 令和3年2月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区地内	令和2年9月9日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市（全域）	令和2年9月14日から 令和3年2月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福智町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福智町（全域）	令和2年9月23日から 令和3年3月31日まで

公告

小郡土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年10月6日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
----	----

山下 芳文

小郡市力武1060番地1

公安委員会

福岡県公安委員会告示第220号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和2年10月6日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和2年11月6日（金） から同年11月13日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで （最終日の講習については、午後0時 10分までとし、その後午後1時00分 から修了審査を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

令和2年11月11日（水）
から同年11月13日（金）
までの間午前9時30分から午後4時35分まで
（初日の講習については、午後1時00
分から開始する。最終日の講習につい
ては、午後0時10分までとし、その後
午後1時00分から修了審査を実施す
る。）北九州市門司区小森江三
丁目9番1号福岡県警察
警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
30名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後

、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和2年10月12日（月）から同年10月14日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4（1）に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする

。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。